

建設工事一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公告（平成29年度雄平ク29002号）する。

平成29年11月17日

雄平地域畜産クラスター協議会
会 長 菅 原 一 範



1 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を紙入札方式により行う。

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 秋田県建設業者等級格付名簿（当該「工事別発注概要書」以下「発注概要書」という。）に示す格付工種及び等級）に登載されていること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（発注概要書に示す許可業種及び許可区分）を受けていること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 営業所の所在地については、建設業法第3条に規定する営業所のうち、発注概要書に示す営業所を有すること。
- ⑥ 本工事に配置する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は次により配置されなければならないこと。

ア) 発注概要書により専任の監理技術者等を要する場合

発注概要書により専任の監理技術者の資格を有する者（当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。

イ) 発注概要書により専任を要しない主任技術者を要する場合

当該入札参加者と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格確認申請期限の

日以前に3月以上恒常的な雇用関係にある者を本工事の主任技術者として配置できること。（ただし、本工事の契約工期中に、他工事に専任若しくは常駐で配置される者を除く。）

- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑧ 本業務の調査業務、計画業務又は設計業務を行った者でないこと。
- ⑨ 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑩ その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

3 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

(株)菅与本社（雄平地域畜産クラスター協議会事務局）より入手する。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に郵送により1部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者についての確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本業務に係る仕様書、図面、契約事項、金額を記載しない内訳書、入札心得（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、(株)菅与本社（雄平地域畜産クラスター協議会事務局）にて閲覧する。

② 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、紙面により行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金

免除する。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出すること。
なお、持参者は開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては秋田県が定めた「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900）によるものとする。

(4) その他

- ①入札執行回数は、2回までとする。
- ②開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合にあって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札候補者とする。
 - ・落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ・落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上位方法を順次繰り返すものとする。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
 - ア 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
 - イ 建設工事(業務委託)の名称の記載がないもの
 - ウ 工事価格(業務価格)の記載がないもの又は工事価格(業務価格)と入札金額が異なるもの
 - エ 入札金額の内訳の記載がないもの
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 工事は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、関連法令及び本事業の要綱・要領等による。